

山形県立保健医療大学履修規程

平成22年4月1日
規程第64号
改正 平成24年12月26日
規程第12号
改正 平成27年12月16日
規程第16号
改正 平成29年3月27日
規程第28号
改正 令和2年7月22日
規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、授業科目の履修方法、学修の評価、単位の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修登録及び放棄)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、前期の始めの所定の期日までに履修登録を行わなければならない。ただし、学期の途中で入学した学生については、入学後直ちに行うものとする。

2 学生は、前項の履修登録を行った後、前期及び後期の授業科目について所定の期日までに追加履修登録を行うことができるものとする。

3 学生は、履修登録(追加履修登録を含む。以下同じ。)をした授業科目について、履修を中止する場合、所定の期日までに放棄届を提出しなければならない。

(履修の制限)

第3条 学生は、履修登録をした授業科目以外は、履修することができない。

2 学生は、授業時間が重複する授業科目は、履修することができない。

3 学生は、単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

(履修学生数制限科目の設定)

第4条 学長は、履修学生数を制限しなければ履修の十全を期すことができないと認められる場合は、教授会の議を経て、教育研究審議会の意見を聴いたうえで、履修学生数に制限を設ける科目（以下「履修学生数制限科目」という。）を設定することができる。

2 前項により設定された履修学生数制限科目を履修しようとする学生は、別に定める場合を除き、あらかじめ学長が周知する履修資格試験を受験し、これに合格しなければ、その科目は履修できないものとする。

3 履修資格試験の可否は、教授会の議を経て学長が決定する。

4 履修資格試験について必要な事項は、学長が別に定める。

(先修条件指定科目の設定)

第5条 学長は、一定の他の科目を修得していなければ履修の十全を期すことができないと認められる場合は、教授会の議を経て、教育研究審議会の意見を聴いたうえで、一定の他の科目を修得しなければ履修できない科目（以下「先修条件指定科目」という。）を設定することができる。

2 学長は、先修条件指定科目を設定したときは、直ちに、その名称及び修得していなければならない一定の他の科目の名称を周知する。

3 先修条件指定科目について、一定の他の科目を修得しているか否かの認定は、教授会の議を経て学長が行う。

4 一定の他の科目を修得していないと認定された学生は、履修登録を行った後であっても、当該先修条件指定科目を履修することはできない。

(先修条件指定科目の特例)

第5条の2 学長は、前条の規定により難い特別の事情がある場合は、教授会の議を経て、教育研究審議会の意見を聴いたうえで、一定の他の科目を修得していなくとも、先修条件指定科目を履修させることができる。

(試験の種類及び方法)

第6条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、原則として筆記によるものとする。ただし当該科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が必要と認めたときは、実技、論文提出その他の方法により行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、随時試験を行うことがある。

(定期試験)

第7条 定期試験は、学期末に、学長が一定の期間を定めて行う。

(追試験)

第8条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験又は再試験を受けることができなかった者に対して行うことができるものとする。

2 追試験を受けようとする者は、追試験受験願（様式第1号）に、医師の診断書その他試験を受けられなかったことを証する書面を添えて、当該科目の試験終了後担当教員の承諾を得て遅滞なく学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(再試験)

第9条 定期試験又は追試験において一定の点数に達しなかった者に対して、学長は、教育上必要があると認める場合は、1回を限度として再試験を受験させることができるものとする。

2 再試験を受けようとする者は、再試験受験願（様式第2号）を指定する期日までに担当教員の承諾を得て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(試験を受験することができない者)

第10条 履修科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数（実際に授業を行った時間数をいう。）の3分の2（実習科目にあつては5分の4）に満たない者は、当該科目の試験を受験することができない。ただし、欠席の事情、程度により、担当教員が成業の見込みがあると認めた場合は受験することができるものとする。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為を行った者には、当該行為が行われた時点においてすでに単位が認定されている授業科目を除き、当該学期に履修登録している全ての授業科目の単位を認定しないほか、学則第38条第1項の規定に基づく懲戒処分を行う。

(学修の評価)

第12条 授業科目の成績は、試験及び平素の成績等を総合して100点満点をもって評価し、60点以上を合格とする。この場合において、次の区分により単位を認定する。

判 定		合 格				不合格
評価	評語	A	B	C	D	F
	点数	100～ 90点	89～ 80点	79～ 70点	69～ 60点	59点 以下

2 再試験を行った者に対する学修の評価は、原則としてD又はFとする。

(総合成績の評価)

第13条 前条の成績の評価に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修登録した授業科目のG Pの平均（以下「G P A」という。）を算出し、総合成績の評価を行う。

2 G P Aの対象となる授業科目は、次の各号に掲げる適用除外科目を除くすべての科目とする。

- (1) 学則第28条における既修得単位として認定した科目
- (2) その他必要と認められる科目

3 成績の評価に対するG Pは、次のとおりとする。

判 定	合 格				不合格
評 語	A	B	C	D	F
G P	4	3	2	1	0

4 G P Aは、次の計算式により、学期毎に算出する。

$$G P A = \frac{(\text{履修した授業科目のG P} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和}}{(\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})}$$

※小数第3位を四捨五入

5 不合格となった科目を再履修した場合は、再履修による成績をG P Aの対象とする。

6 G P Aは、毎年度始めに履修登録した授業科目を対象として算出した学期G P A及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出した累積G P Aとする。

(進級の基準等)

第14条 不合格となった科目の再履修及び学生の進級の基準については、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日 規程第12号)

(施行期日)

この規程は、平成24年12月26日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、平成25年度の履修登録から適用する。

附 則

この規程は、平成27年12月16日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第12条及び第13条の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年7月22日から施行する。

様式第1号

追 試 験 受 験 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号

学 科 学 年

氏 名

下記1の授業科目の定期試験を、下記2の事由により受験することができなかったので、追試験を実施して下さるようお願いします。

記

1 授業科目名

2 定期試験を受験できなかった事由

担当教員名	承諾印

様式第2号

再 試 験 受 験 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号

学 科 学 年

氏 名

下記の授業科目について、再試験を実施して下さるようお願いします。

記

授業科目名

担当教員名	承諾印